

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

1 本計画の位置づけ

本計画は、介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、高齢者の保健・医療・福祉施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業について、そのサービス見込み量や介護保険料、介護基盤の整備などを定める介護保険事業計画を一体のものとして策定することにより、介護保険事業及び高齢者福祉サービスを総合的・一体的に展開することを目指すものです。

2 「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の法的な位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者にかかる基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、これは、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画を包含した計画と位置づけられます。

介護保険事業計画は、高齢者や要介護認定者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用ニーズなどを勘案し、サービスの種類ごとの量を推計するなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。これは、介護保険法第 117 条に規定された計画であり、3 年間を 1 期として各期で見直しが行われ、次回が第 8 期となります。

3 計画の期間等

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。計画策定は、関係部署が連携・協力して計画の原案づくりを行い、幅広い意見を計画に反映させるため、「半田市介護保険運営協議会」及び本協議会の専門部会である「事業計画等策定部会」において、令和2年度中に協議していくこととなります。

